

2007年7月30日

災害救助法適用地域の特別取扱いについて

2007年7月16日に発生した新潟県中越沖を震源とする地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域のご契約者様につきまして、下記の特別措置を実施しております。

詳細につきましては、担当営業職員もしくは下記お問い合わせ窓口までお問い合わせください。

記

1. 災害救助法適用地域

長岡市／ 柏崎市／ 小千谷市／ 上越市／ 三島郡出雲崎町／ 刈羽郡刈羽村
三条市※／ 十日町市※／ 燕市※／ 南魚沼市※
※7月26日に追加となった地域

2. 適用日

2007年7月16日

3. 特別取扱

(1) 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みの猶予期間を最長6ヶ月延長いたします。

(2) 保険金・給付金・契約者貸付等の簡易取扱

お申し出により、必要書類を一部省略あるいは取扱いの簡易化などにより、迅速なお支払いに努めます。

4. 地震による免責条項の不適用

災害関係保険金・給付金について、約款の「地震による免責条項」は適用いたしません。

以上

<お問い合わせ窓口>

マニユライフ生命 コールセンター

電話番号：0120-063-730

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（年末年始および祝日を除く）